

さぬき市の医療費助成制度が変わります!

平成29年8月受診分から、下記の医療費助成制度が拡充します。
受給者には平成29年7月下旬に新しい受給資格証をお送りします。

対象となる医療費

子ども医療費助成制度
ひとり親家庭等医療費助成制度
重度心身障害者等医療費助成制度 の受給者の方です。



どのような変更がありますか?

○現在、一部負担金が発生している方は、一部負担金がなくなります!

子ども医療費	入院1,000円、入院外500円
ひとり親家庭等医療費	入院 500円、入院外250円
重度心身障害者等医療費	入院 500円、入院外250円

平成29年8月受診分から
一部負担金が0円
になります。

○さぬき市・東かがわ市の実施医療機関にて窓口負担が不要になります!

平成29年8月受診分から、さぬき市および東かがわ市の実施医療機関では、保険が適用になる通院の医療費について窓口負担が不要になります。*対象にならない場合もあります。

注 ・入院に係る医療費や、70歳以上の方および後期高齢者医療制度の被保険者の方の医療費に関してはこれまで通り、医療機関の窓口で立替払いが必要です。
意 ・保険適用外の医療費については支払いが必要です。(例:検査料、薬の容器代、文書料等)

必要な手続きはありますか?

(1)健康保険等の変更はありませんか?

受給者の方で、健康保険証の内容に変更があり、変更届がまだの方は平成29年6月30日までに手続きをお願いします。

(2)各種医療費の登録はお済みですか?

お子様が小・中学生で、ひとり親家庭等医療費や重度心身障害者等医療費および生活保護の受給者でない場合は子ども医療費助成制度の対象者である可能性があります。

手続きがまだの方は、平成29年6月30日までに手続きをお願いします。

【問】重度心身障害者等医療費助成制度:長寿障害福祉課

☎(0879)52-2516

子ども医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度:子育て支援課

☎(0879)52-2517

さぬき市暮らしのススメ ~さぬき市での新生活を応援します!~

移住促進家賃等補助金

対 象:香川県外に3年以上居住した後、さぬき市に転入した世帯
※進学・転勤は除きます。
※単身者の場合、転入時の年齢が40歳未満であること。

金 額:①民間賃貸住宅にかかる家賃(実質負担額)の2分の1(上限2万円)を最大2年間助成します。
②初期費用(契約時の礼金など)も助成します。(上限6万円)

★転入した日から3か月以内に申請書を提出してください。

三世同居・近居支援金

対 象:さぬき市内に住む親との三世同居または近居を目的に転入された世帯の世帯主

金 額:さぬき市共通商品券10万円分

主な要件:①転入時、18歳になるまでの子どもがいる世帯であること。
②転入後、1年以上さぬき市に住民登録し、引き続き定住の意思を有していること。

★申請の受付期間は、要件を満たした日から6か月以内です。



平成29年4月から、さぬき市への移住希望者向けに新制度がスタートしました!

お試し滞在宿泊助成金

対 象:さぬき市が実施する移住相談または移住体験事業へ参加される香川県外に住民登録されている方
※同行者2名を含む3名分まで助成されます

金 額:1泊基本宿泊料の2分の1(上限3,000円)を最大3泊分助成します
※市内の宿泊施設での宿泊に限ります

★宿泊開始日の7日前までに利用申請してください。

※対象の要件など詳しくは、さぬき市のホームページをご覧ください。

【問】政策課 移住・定住促進係 ☎(087)894-1112